

生活保護費未収金対策マニュアル

平成28年6月 策定
平成29年3月23日改訂
令和2年10月23日改訂

令和2年10月

熊本県

健康福祉部長寿社会局社会福祉課

はじめに

本県では、未収金対策に関して、平成15年度に「熊本県未収金対策連絡会議」が設置され、関係課間の連携を図り、全庁的な取組みが推進されています。

さらに、平成21年2月に策定された「熊本県財政再建戦略」において、未収金対策を歳入改革の一つとして位置づけ、取組みの強化を図っているところです。

一方で、本県の生活保護費に関する未収金の総額は増加しており、今後、これを可能な限り減少させていくためには、催告等による通常の回収業務の強化と併せて、必要性を適正に見極めたうえで、強制執行による回収等にも毅然として取り組んでいく必要があります。

この度、平成12年8月に策定した「熊本県生活保護費未収金対策マニュアル」を改訂しました。各未収金担当部署においては、本書の内容等を踏まえつつ、未収金の個別の実情等に応じて、最も効果的・効率的な取組みを進めていかれるようお願いいたします。

平成28年6月

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

目 次

1 生活保護における債権の種類	1
2 「生活保護費債権管理の状況・兼引継書」への記載と社会福祉課への報告	2
3 分割による納入の検討	3
4 相殺による費用の徴収について	4
5 保護費返還に係る手続き（債権管理フロー図）	5～6
6 滞 納 整 理 員	7
7 強制徴収と強制執行	8
8 強 制 執 行	8～10
9 財 産 調 査	11～12
10 所 在 調 査	13
11 支 払 督 促	14～16
12 訴 訟	17～19
13 強制執行の実施	20～24
14 徴 収 停 止	25～26
15 債 権 の 放 棄	27～29

1 生活保護における債権の種類

生活保護を実施する過程で発生する債権には次のようなものがある。

(1) 返還金(生活保護法第63条)

返還金は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに、保護に要する費用を支弁した実施機関に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

資力の活用が直ちに図れないなどにより保護を行った場合に、事後的にその費用を返還させるものであり、それまでの保護の決定は有効であり遡及変更は行わない。

なお、返還額は、当該資力を限度として、受けた保護費の範囲内で決定されるが、決定に際しては、世帯の自立助長を考慮して必要額を控除することができる。

(2) 徴収金

①(生活保護法第77条の2)

生活保護法第63条で決定した返還金のうち、算定誤りなど保護の実施機関の責に帰する事由により生じた返還金を除き、被保護者が保護金品の一部(又は就労自立給付金の全部または一部)を法第77条の2による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合(申出に加えて実施機関が生活維持に支障がないと認めた場合)には、被保護者に保護金品等を支給する際に、申出に係る徴収金を徴収することができる。

- 算定誤りなど保護の実施機関の責に帰する事由とは、被保護者から適時に収入申告等が提出されていたにもかかわらず保護費の算定に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の決定を誤った場合等である。

②(生活保護法第78条)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は、受けさせた者から、保護費を支弁した実施機関は、その保護に要した費用の全部又は一部を徴収する。(徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収できる。)

不正な手段で保護費を受給したいいわゆる“不正受給”であり、徴収額は相手の資力にかかわらず不正受給額全額であり、法63条による返還金のような実施機関による裁量の余地はない。

※ ①はH30年10月1日以降、②はH26年7月1日以降に支払われた保護費又は就労自立給付金に対して、相殺及び国税徴収の例による費用徴収及び国税徴収法に基づく、銀行に対する預金照会、取引先に対する債権の有無の照会、自宅等に対する搜索等が可能である。

※ 他に生活保護法第77条(扶養義務を履行しない者からの費用の徴収)による徴収金もある。

債権分類

時 期	法第 63 条(返還金)		法第 78 条(徴収金)	年度後返納
H26.6.30 まで	非強制徴収公債権		非強制徴収公債権	非強制徴収公債権
H26.7.1 以降			強制徴収公債権	
H30.10.1 以降	非強制徴収公債権 (実施機関の責めに 帰す場合)	強制徴収公債権 法第 77 条の 2 (徴収金)	強制徴収公債権	非強制徴収公債権

(3) 保護費に過支給が生じた場合に戻入すべき額

保護の停止、廃止または変更の決定に伴って発生する場合と、保護の決定額と異なる額を誤って支出したことによって発生する場合があります、戻入すべき金額は決定月及びその前々月までの過支給額に限られることになっている。

なお、本来は戻入すべきであるが、次回支給月以降の収入充当額として計上することで調整する方法が認められている。また、法に規定がないため強制執行不能。

【非強制徴収公債権】と【過誤払による返納金】

63 条返還金、77 条・78 条徴収金(非強制徴収公債権)の債権管理フロー図(P5)を参照のこと。

【強制徴収公債権】

77 条の 2 徴収金、78 条徴収金(強制徴収公債権)の債権管理フロー図(P6)を参照のこと。

2 「生活保護費債権管理の状況・兼引継書」への記載と社会福祉課への報告

(1) 「生活保護費債権管理の状況・兼引継書」(別添1)への記載

債権の状況を「生活保護費債権管理の状況・兼引継書」へ記載し、債権管理に努める。

① ランク付けと徴収方針・目標の策定

納付書発行から 90 日経過しても未収金がある者については、下表のランクによりランク付けを行い、徴収方針・目標を策定する。なお、ランク付け及び徴収方針・目標は、年度当初に前年度の収納状況を勘案し、見直しを行う。

ランク	状 況	対 応 例
A	定期的に納入が継続している者	納入が継続するよう今後も指導
B	訪問等により納入が履行できる者	定期的に訪問し納入指導
C	訪問(郵送)により納入の意思が確認できる者	CW+経理担当など2名体制での現金徴収を検討。
D	訪問等しても期待薄若しくは納入の意思が全くない者	訪問回数を増やし、説得し1年間以上納入が無い場合は滞納整理員に相談。
E	所在不明者	早急に情報収集を行い、所在地を把握する。(※調査の際、住基ネットも活用可)

② ランク付け及び徴収方針・目標による徴収活動

ランク付け及び徴収方針・目標に従って、電話催告、催告状の発送、家庭訪問等の徴収活動を行い未収金回収に努める。

(2) 社会福祉課への報告

福祉事務所は、社会福祉課が指定する期日までに下記様式にて状況報告を行う。

収入未済金徴収活動計画表、収入未済金徴収実績報告、収入未済金推計額調書、生活保護費返還徴収金、年度後返納(未済額個別状況表)

3 分割による納入の検討

収入未済者が、資力調査等により一括納入が困難と判断される場合は、分割納入の指導を行い、債務承認及び分納誓約書(様式1)を徴取する。

※ 債権が強制徴収公債権であるときは、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会援護局保護課長通知)に基づく「生活保護法第78条の2の規定により保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を様式1に代えることができるものとする。

なお、履行延期の特約による分割納付を認める場合は、完納の実現が可能となる内容で認めること。(例:30万円の返済で70歳以上の高齢者単身による毎月1,000円の返済は認められない)最大でも10年の範囲内として運用することが適当である。

また、分割調定となることに注意が必要。

履行延期の特約

履行延期の特約(自治法施行令171の6)により分割納付を認め、新たな納期限を設定するものであり、各納期限において時効が進行する。

※ 平成26年7月1日以降に支払った保護費に対する法第78条徴収金及び平成30年10月1日以降に支払った保護費に対する法第77条の2徴収金で、強制徴収公債権に当たるものは履行延期の特約は不可。

※ 債務者が破産宣告したときや相続について限定承認があった場合など、履行期限の繰上げを行わなければならない。(自治法施行令171の3)ただし、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合等はこの限りではない。

※ 履行期限を経過しても履行が無い場合、徴収停止もしくは履行延期の特約又は処分を行わない限り、強制執行をしなければならない。

※ 当初の履行期限から10年経過後、債務者が、なお無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがない場合は、履行の免除(議決不要)を行うことができる。(自治法施行令171の7)

※ 履行延期特約の要件は次のとおり。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期を延長することがやむを得ないと認められるとき。

- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

債務承認及び分納誓約書

債務承認及び分納誓約書は債務者から一方的に提出されるものであり、法律に基づくものではない。しかし、分納誓約書の提出は債務承認にあたり、民法 147 条により時効の中断事由に該当する。また民法 157 条により債務承認された全額について、提出された翌日から時効が進行する。

4 相殺による費用の徴収について（法第 78 条の 2、保護金品等との調整）

不正受給を行った者等に対して確実に費用徴収を行う観点から、徴収金について保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）と調整する。

その実施に当たっては、被保護者本人から当該保護金品等を徴収金の納入に充てる旨を事前に申し出た場合（保護金品に関しては、かつ、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めた場合）に、あらかじめ保護金品等の支給する際に徴収金を差し引いた上で、保護費を支給する。

なお、保護金品等と徴収金の調整は、被保護者の生活の維持に支障を来すことのないよう「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照した上で、適正に行うよう留意する。

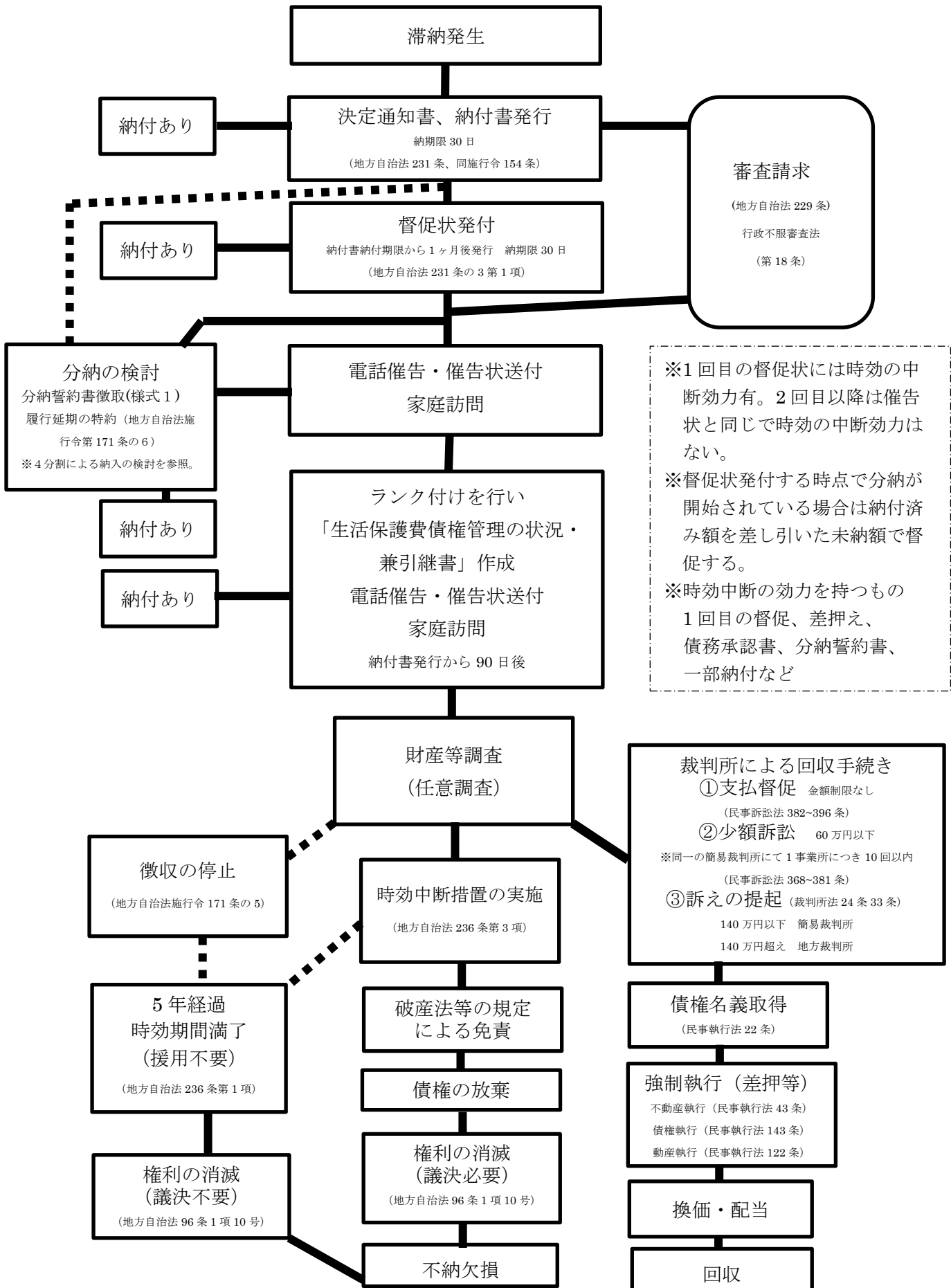
■ 保護費との相殺における留意事項

- ① 相殺の基準としては、「生活の維持に支障がない場合」として、厚労省から、単身世帯 5,000 円程度、複数世帯 10,000 円程度（加算額相当分（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く）及び就労収入に係る控除額相当分（必要経費を除く）を加えて差し支えない）と示されている。
- ② 納付書により徴収する場合は、上記にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えないとされている。
- ③ 分納により現に国の基準額を超える返還金を返還する者については、引き続き納付書による徴収が現実的であると考える。

5 保護費返還に係る手続き（債権管理フロー図）

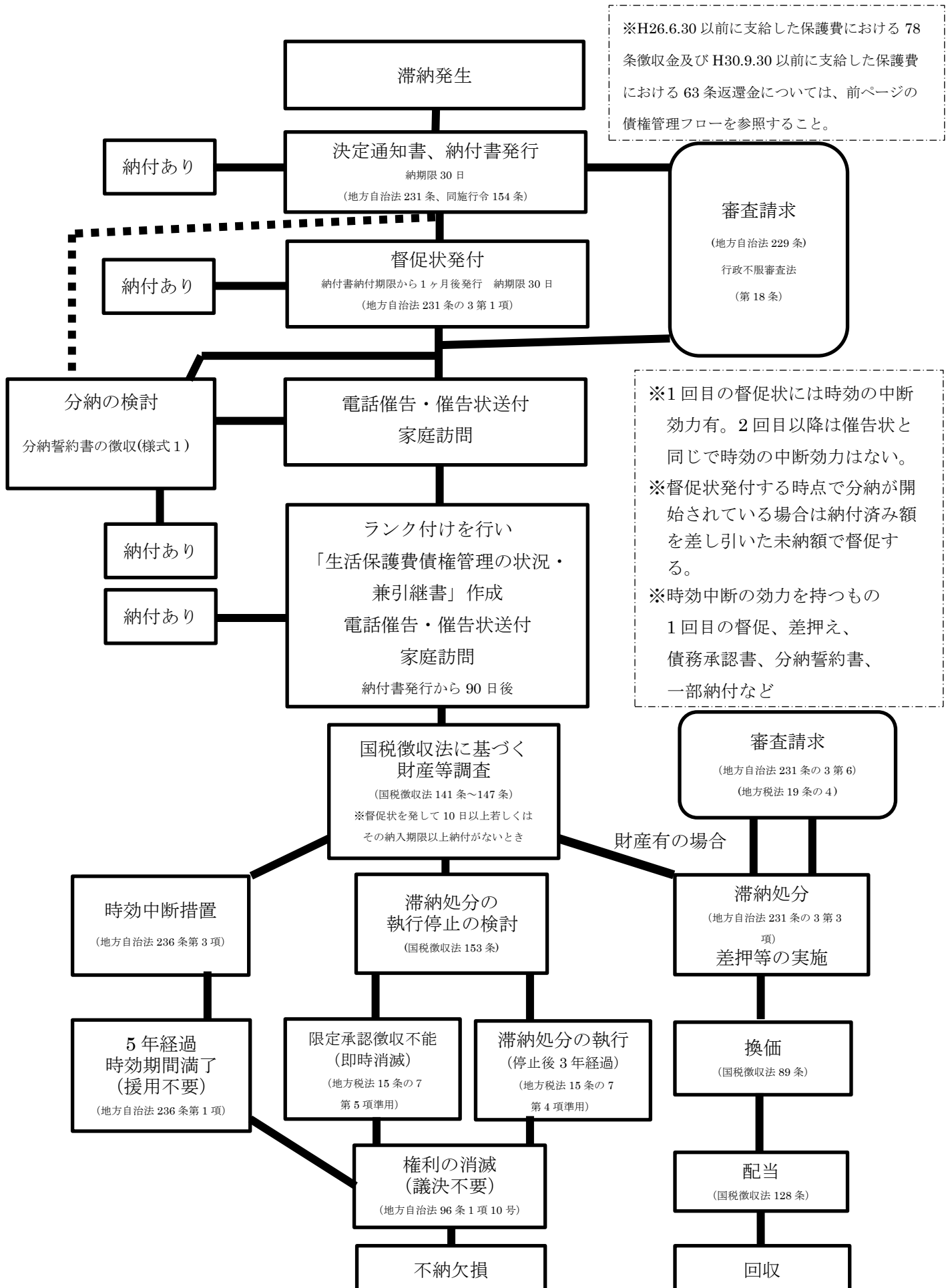
(1) 63条返還金(※1)、77条・78条徴収金(※2)（非強制徴収公債権）の債権管理フロー図

※1:77条の2徴収金以外 ※2:H26.6.30以前に支給した保護費



(2) 77条の2 徴収金(※1)、78条徴収金(※2) (強制徴収公債権) の債権管理フロー図

※1: H30. 10. 1 以降に支給した保護費、※2: H26. 7. 1 以降に支給した保護費



6 滞納整理員

生活保護費返還徴収金滞納整理業務嘱託員を本庁社会福祉課に1名配置する。

① 担当する業務内容

ケースワーカーと連携し、返還金、徴収金の未収金対策事務を行う。
(相殺実施者、分納者を除く)

【具体的な業務例】

- ・相殺、分納に応じない非協力な者に対する国税徴収の例による徴収
- ・催告状の送付及び家庭訪問(ケースワーカーには必要に応じ同行依頼)の実施
- ・債務者が死亡した場合の相続人に対する督促等の実施

② 担当する案件

徴収金返還金問わず、各年度4月1日現在において、12ヶ月以上納付の無い者。
なお、保護廃止、他所管へ転出等のケースを優先的に処理するものとする。

③ 対象者の選定

毎年度10月頃に社会福祉課から福祉事務所に対し対象者候補の照会を行い、新規対象者を選定する。

7 強制徴収と強制執行

- (1) 強制徴収・・・国あるいは地方自治体が裁判所の手続きを経ずに、国税徴収の例により財産の差押えを行い公売等の方法により現金化し回収すること（強制徴収公債権の場合）
- (2) 強制執行・・・裁判所による回収手続きにより債権名義を取得し財産の差押等を実施すること（非強制徴収公債権の場合）

8 強制執行

- (1) 基本事項 ※債権管理ノート P12～14 も参照のこと

督促後、相当の期間を経過してもなお未納の場合、以下の①～③のいずれかの措置をとらなければならない。ただし、徴収停止又は履行延期の特約・処分を行った場合等は、措置をとらなくてもよい。

* 地方自治法施行令第 171 条

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは期限を指定してこれを督促しなければならない。

* 地方自治法施行令第 171 条の 2

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

① 担保の付されている債権

担保の処分、担保権の実行手続き、保証人への履行を請求する。

* 担保の処分：質物の処分・抵当物件の処分・譲渡担保契約に基づく目的物の処分等

* 担保権の実行手続き：競売等

* 保証人への履行請求手続き：保証人へ納入通知書送付

② 債務名義のある債権

強制執行の手続きにより履行を請求する。

* 債務名義：私法上の請求権の存在を証明し、かつ法律が執行力を認めた公正の文書（以下のとおり）

- ・ 確定判決
- ・ 仮執行宣言を付した判決
- ・ 抗告によらなければ不服申立てできない裁判
- ・ 仮執行宣言を付した支払督促
- ・ 公証人が作成した公正証書（強制執行に服する旨の陳述が記載されていること）
- ・ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決等
- ・ 確定判決と同一の効力を有するもの（和解調書・調停調書・破産債権表への記載）

③ 前記①及び②に該当しない債権

訴訟手続（非訟事件の手続を含む）により履行を請求する

（具体的手続は、「10 支払督促」及び「11 訴訟」参照）

（2）強制執行の対象者

- ・ 督促後、催告交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、支払能力があると予想される者は、原則として、強制執行の対象者となる。また、債務承認及び分納誓約書（様式1）を提出していながら、分納が所定回以上不履行となった者も対象となる。
- ・ 個人である債務者が破産している場合で、免責を受けている債務については、強制執行はできない。

（3）強制執行が適当でない場合

時効が完成している債権及び債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権は、強制執行を行うことは適当でない。

（4）強制執行の前提となる事務

- ・ 強制執行の候補となる債務者に対しては、文書等により、強制執行を予告する催告を行う。
- ・ その後、債務者において、誠意が見られず、支払がなかった場合は、強制執行の実施に向けて、その前提となる事務（財産等の調査及び債務名義を得る手続（支払督促又は訴訟等）など）を進める。

* 債務名義がない債権については、強制執行を実施するためには、原則として、支払督促の申立て又は訴えの提起等により、債務名義を得ることが必要である。

（5）強制執行の実施

- ・ 金銭債権の強制執行は、基本的に、債務者の財産を差し押さえ、それを競売等によって金銭に換え、その金銭から配当を受けることとなる。

- ・原則として、債務者の全財産が強制執行の対象となるが、財産の種類によって、不動産執行、動産執行、債権執行の3つに分けられる。

① 申立てを行う裁判所

強制執行は、対象の財産が給与等の債権の場合は、債務者の居住又は所在地を管轄する地方裁判所に、不動産の場合は、該当不動産の所在地を管轄する地方裁判所に申し立てる。

② 申立てに必要な主なもの

ア 債務名義

次（例）のうち、いずれか一つが必要である。

- a 確定判決
- b 仮執行宣言付判決
- c 仮執行宣言付支払督促
- d 和解調書、調停調書

イ 執行文

- ・執行文とは、債権者と債務者の間に債権が現存することを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。
- ・執行文は、債務名義の取得後に、裁判所又は公証役場に申請して入手する。ただし、仮執行宣言付支払督促の債務名義については、原則として執行文は不要である。

ウ 送達証明

- ・送達証明とは、債務名義が債務者に確かに送達されたことを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。
- ・債務名義の取得後に、裁判所又は公証役場に申請して、送達証明書を入手し、強制執行の申立書に添付する。

③ 具体的手続（民事執行法（以下「民執法」）に規定）

「12 強制執行の実施」参照

*詳細は、「東京地方裁判所民事執行センター」のホームページの「不動産執行手続」も参照

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section21/syosiki_hudousan/index.html

④ 債務者から一括納付の申出があった場合

強制執行の申立後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、納入日を約束し、領収証のコピーを提出させて納入を確認した後、強制執行を取り下げる。

9 財産調査

※以下、「9 財産調査」～「14 債権の放棄」においては、非強制徴収公債権について記載する。

(1) 基本事項

- ・督促状の送付及び催告を行っても支払がなく、かつ、聴取や訪問等によっても債務者の財産状況が不明である場合は、強制執行等の可否を見極めるに当たって、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産の把握等のため、債務者の財産の有無及び財産の換価価値等について調査を行う必要がある。

(2) 具体的手続

① 共通事項

- ・非強制徴収公債権については、財産調査の根拠法令はないため、以下の②～⑤などの調査は任意調査として行う。
- ・調査依頼書には、調査目的として「生活保護法第〇〇条に基づく〇〇金の整理業務」等を記載する。
- ・調査先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行政目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼する。
参考法令としては、地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条の2において、債権回収のために強制執行等の手続をとらなければならないと規定があること（そのために財産把握の必要性があること）、また、地方自治法第242条の2第1項第3号において、手続を怠った場合に職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる規定があること等を説明する。

* 地方自治法第240条

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

* 地方自治法第242条の2

普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

- ・債務者が自ら財産がないことを主張しながら、資料の提出に非協力的な場合は、調査に同意する旨の文書を提出してもらう方法がある。調査同意書がある場合は、調査依頼先の協力が得られやすく、回答をもらえる可能性も高くなる。
- ・財産調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果等を記録する。

②金融機関に対する取引状況の照会(様式2)

③法務局に対する不動産登記事項証明書の申請(様式3)

*法務局(出張所)に備え付けの地番表示付住宅地図で該当不動産の地番を確認してから申請する。登記手数料令第19条により、手数料は無料である。

④区市町村に対する住民税及び固定資産税の照会(様式4)

(本人の調査同意書を添付することが望ましい)

⑤運輸支局に対する普通自動車の照会

*照会により、所有者、使用者の情報や、自動車の型式・年式などが確認できる。

照会は、郵送又は運輸支局(登録部門)窓口で行う。照会には、請求事由及び自動車登録番号(ナンバープレートの熊本から始まる番号すべて)を記載した公文書で行う。窓口で照会する場合は、本人確認のための身分証明書が必要である。なお、手数料は無料である。

10 所在調査

(1) 基本事項

- ・債務者への送付文書が返還された場合、連絡先の電話番号が使用されなくなった場合、現地調査で居住が確認できなかった場合など、債務者の所在が不明となったときは、所在調査を行い、債務者の所在を確認する。

※「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」を活用。

(2) 具体的手続

①共通事項

- ・住民票等の申請書について、申請の目的は、「生活保護法第〇〇条に基づく〇〇金の整理業務」等と記載する。根拠法令は、「住民基本台帳法12条の2」と記載する。
- ・申請先（区市町村等）から担当職員の身分証明書を請求された場合は、担当部署から発行してもらい、身分証明書の写しを送付する。
- ・申請先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、請求事由や根拠法令等を説明し、協力を依頼する。
- ・所在調査を行った場合は、調査年月日、調査者、調査方法、結果等を記録する。

②住民票等による調査

- ・個人の債務者は、最後に居住が確認された区市町村に住民票の交付を申請して、住所を確認する（様式5）。必要な場合は、戸籍謄本又は抄本及び戸籍の附票も申請する（様式6）。
- ・文書が返還とならない場合でも、住民票等により転居又は姓が変更したことが明らかになった場合は、新たに催告書を送付する。
- ・債務者が死亡した場合は、相続人がその債務を継承する（民法第920条）ため、戸籍を調査し、相続人を確認・特定後、相続人に相続分の割合に応じて納入通知書を発行し、催告を行う。（相続人への催告は、債権管理ノートP19も参照）
- ・相続人の特定にあたっては、相続人に直接、又は家庭裁判所に照会し、確認する。
*家庭裁判所への照会は、被相続人の最終住所地を管轄する家庭裁判所に対して、必要書類を添付して行う（様式7）。照会は無料、証明書は有料。

③現地調査

- ・住民票調査等で所在が判明しない場合は、居住地を現地調査することで、情報が得られる場合がある。

1 1 支払督促

(1) 基本事項

- ・支払督促は、裁判所書記官による形式的な審査だけで、債権者の申立てにより一方的に発付され、債務者に支払督促が送達されてから2週間以内に異議を申し出なければ、仮執行宣言付支払督促を申し立てることができ、その送達後は強制執行ができる。
 - ・強制執行を実施するためには、原則として、支払督促の申立て又は訴えの提起により債務名義を取得する必要がある。
 - ・裁判所名で支払督促が行われるため、債務者に与える心理的効果から納付がなされる可能性があるため、財産の有無が確認できない債務者に対しても有効な手続きである。
- *支払督促のメリット：
- ・請求金額の制限がない
 - ・裁判所に出頭する必要がなく、簡易・迅速・安価に債務名義を取得できる
 - ・裁判所名で支払督促がなされるため、債務者に対して与える心理的効果が大きい

(2) 具体的手続（民事訴訟法第382～396条）

*詳細は、「裁判所」のホームページの「支払督促」も参照

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_13/index.html

①支払督促の申立て

- ・債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に、「支払督促申立書」を提出する（様式8）。
- *添付書類：当事者が法人の場合 登記事項証明書（1通）等
- ・申立費用は、申立手数料（収入印紙：訴訟の半額）、郵便切手（相手方への書類送付用）である。
- *手数料の例：請求金額100万円の場合の手数料 訴訟の提起 10,000円、支払督促の申立て 5,000円

②支払督促の送達

- ・裁判所から、債務者に支払督促が発付される。また、県（社会福祉課）に支払督促の発付が通知される。

③支払督促の送達後の事務

i 債務者から一括納付の申出があった場合

- ・支払督促申立後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、納入日を約束し、領収証の写し等を提出させて納入を確認した後、支払督促を取り下げる。

ii 支払督促に対する債務者からの異議申立があった場合

ア 訴訟への移行

- ・債務者は、支払督促に対して督促異議の申立てをすることができる（督促異議申立書の提出）。
- ・異議申立がなされると、支払督促は失効し、県が、支払督促の申立時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に対して訴えの提起を行ったものとみなされる。

イ 専決処分

- ・訴えの提起に際しては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決が必要であるため、実務上、同法第179条第1項の規定により、「特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するものとして、知事の専決処分を行い、次の議会に報告及び承認に係る議案を提出する。

ウ 訴訟手続

- ・訴訟手続については、「12 訴訟」参照。

iii 支払督促に対する債務者からの異議申出がなかった場合

ア 仮執行宣言付支払督促の申立て

- ・支払督促の正本が債務者に送達された日の翌日から2週間以内に、債務者から督促異議申立書の提出がない場合は、裁判所（同支払督促申立）に仮執行宣言付支払督促の申立てを行う。
- ・仮執行宣言付支払督促の申立ては、2週間を経過した日の翌日から30日以内に行う必要がある。30日以内に申立てを行わない場合は、支払督促は失効する。

イ 仮執行宣言付支払督促の送達

- ・裁判所から、債務者に仮執行宣言付支払督促が発付される。また、県に仮執行宣言付支払督促が発付される。
- ・支払督促に仮執行宣言が付されると、県は直ちに強制執行手続を採ることができる。

ウ 仮執行宣言付支払督促の送達後の事務

a 仮執行宣言付支払督促に対する債務者からの異議申立があった場合

○ 訴訟への移行

- ・債務者は仮執行宣言付支払督促の送達日の翌日から2週間の間、異議申立ができる。

- ・異議申立がなされると、県が、支払督促の申立時に、裁判所に対して訴えの提起を行ったものとみなされるが、当初の支払督促申立と異なり、仮執行宣言付支払督促は失効せず、仮執行宣言に基づく強制執行ができる。

○**専決処分、訴訟手続**

- ・ ii のイ、ウと同じ。

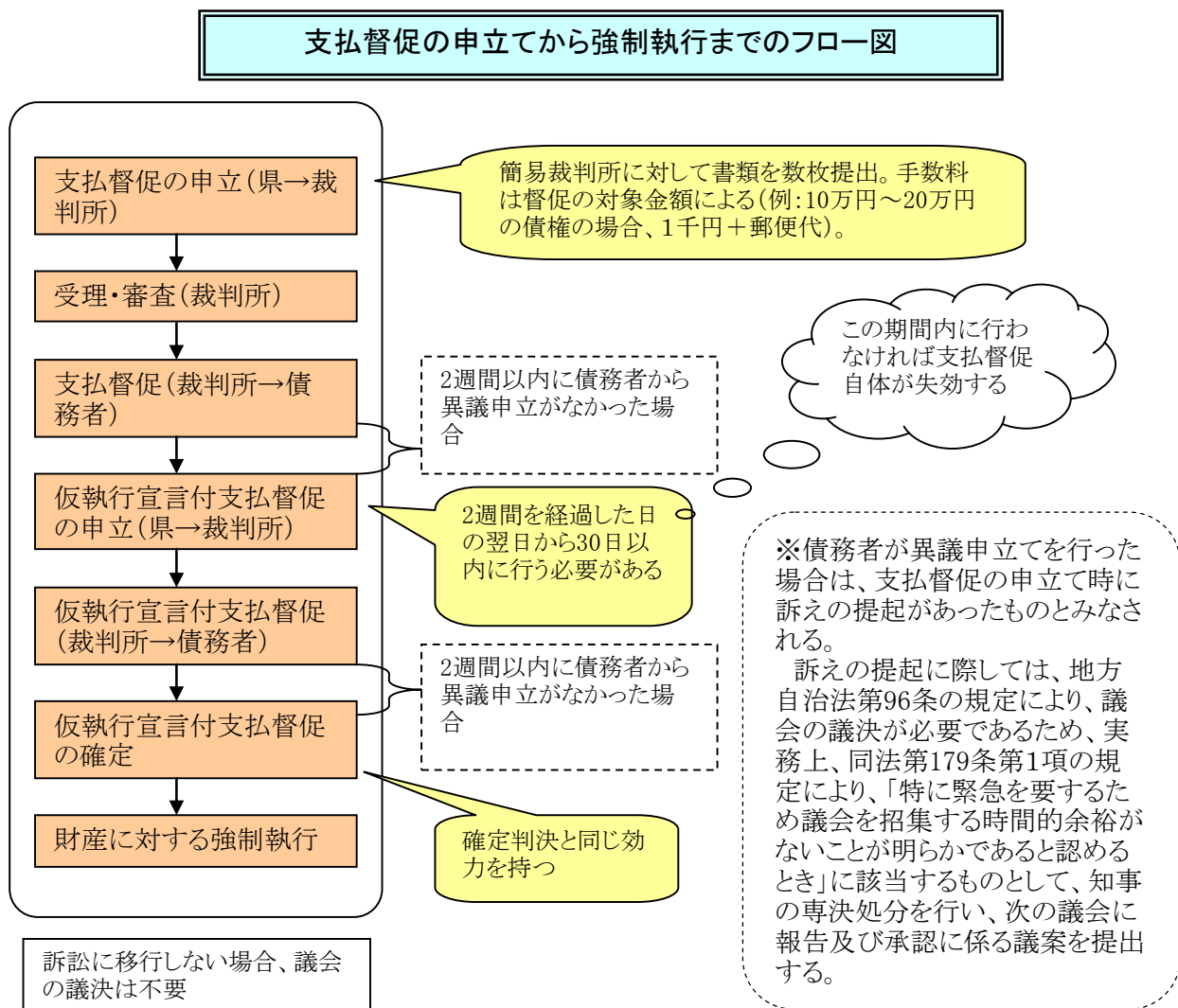
b 仮執行宣言付支払督促に対する債務者からの異議申立がなかった場合

○**債務名義の取得**

- ・ 仮執行宣言付支払督促が債務者に送達された日の翌日から2週間経過すると、債務者は異議を述べることができなくなり、支払督促は確定判決と同一の効力を有する債務名義となる。

○**強制執行**

- ・ 債務者が支払いをしない場合は、強制執行を行うことができる。



1 2 訴 訟

(1) 基本事項

- ・ 訴訟は、債権の存在自体が争われることが予想される場合、請求金額が多額な場合、債務者が裁判所へ出頭して調停に応じる見込みがない場合等に、債権額と事務・執行経費の費用対効果等を勘案して提起する。

＊ 訴訟のメリット：

- ・ 債務者の態度・協力の如何にかかわらず、判決による決着がつけられる
- ・ 勝訴判決が債務名義となり強制執行ができる。また、これによる任意の弁済も期待できる
- ・ 時効中断の効力が生じる
- ・ 訴訟（訴え）の提起には、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決が必要である。なお、同法第 179 条第 1 項の規定により、「特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する場合は、知事の専決処分を行う。

(2) 具体的手続（民事訴訟法（以下「民訴法」））

＊ 詳細は、「裁判所」のホームページの「民事訴訟」も参照

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_05/index.html

① 訴えの提起

- ・ 管轄の裁判所（＊）に、訴状（正本＋副本）を提出する

（民訴法第 133 条）。

＊ 140 万円以下の請求は簡易裁判所、140 万円を越える請求は地方裁判所の管轄となる（裁判所法 33 条）。原則として、被告の住所地を管轄する裁判所であるが、財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起できるので、県の庁舎で履行する債務については、当該庁舎の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起できる（民訴法第 4～5 条等）。

＊ 添付書類：訴状副本、登記事項証明書（当事者が法人の場合：1 通）、証拠書類（写）等

- ・ 申立費用は、申立手数料（収入印紙）、郵便切手（相手方への書類送付用）である。

＊ 手数料の例：請求金額 10 万円までの場合 1,000 円、請求金額 100 万円の場合 10,000 円

② 訴状の送達

- ・ 裁判所から、債務者に訴状が送達される。

③ 訴状の送達後の事務

i 債務者から一括納付の申出があった場合

- ・ 訴訟提起後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、納入日を約束し、領収証の写し等を提出させて納入を確認した後、訴訟を取り下げる。

ii 債務者から答弁書が提出された場合

- ・ 債務者に訴状が送達された後、通常、債務者から裁判所に答弁書が提出される。債務者が答弁書を提出しない場合など、口頭弁論において事実を争うことを明らかにしない場合は、事実を自白したものとみなされる（民訴法第159条）。

iii 債務者との交渉

- ・ 債務者から答弁書の提出があった場合は、訴訟手続と平行して債務者と納入交渉を行う。
- ・ 交渉では、判決により強制執行が可能となる債務名義が与えられることを強調し、可能な限り早期に納入する内容の和解を促す。なお、分納交渉の際は、必ず給与明細書や法人決算書など財産状況が分かる資料を提出させる。

iv 口頭弁論

- ・ 口頭弁論においては、事前に裁判所に提出した準備書面（原告：訴状、被告：答弁書 等）に基づいて主張を述べ、証拠の提出等を行う。

v 判決

- ・ 口頭弁論の当日までに債務者と和解の合意ができなかった場合、また、債務者が答弁書を提出しない場合や口頭弁論に出廷しなかった場合などには、判決が言い渡される。
- ・ 県の訴えを認める（債務者に対して債務の支払等を命じる）判決後、債務者が2週間以内に控訴しない場合は、確定する。確定後、債務者が判決に従わない場合は、強制執行を申し立てることができる。

訴えの提起から強制執行までのフロー図

訴えの提起前に議会の議決が必要

訴えの提起(県→裁判所)

受理・審査(裁判所)

訴状の送達(裁判所→債務者)

答弁書の提出(債務者→裁判所)

口頭弁論

判決

財産に対する強制執行

1 3 強制執行の実施

(1) 不動産執行（強制競売）

- ・債権者が債務名義を取得し、それに基づいて、不動産執行の申立てを行うことにより、目的の不動産を差し押さえた後、売却して、その代金から債権の回収を図る手続である。
- ・手続の概要は、以下のとおり（民執法第 43～92 条）。

① 申立て

- ・不動産所在地を管轄する地方裁判所に、「不動産強制競売申立書」を提出して行う。
- ・申立費用は、申立手数料(収入印紙:4,000 円)、郵便切手代、予納金、登録免許税である。

② 開始決定（差押）

- ・申立てが適法な場合、裁判所が不動産執行を始める旨及び目的不動産を差し押さえる旨を宣言する開始決定を発令し、裁判所から法務局へ差押の登記嘱託がなされる。
- ・差押の効力は、開始決定が債務者に送達されたときに生じる（差押登記が開始決定の送達前にされたときは、登記がされたときに効力が生じる）。

③ 配当要求終期の決定・公告

- ・配当要求の終期の公告が、裁判所に掲示される。

④ 債権届出

- ・配当要求の終期の決定後、裁判所から債権届出の催告があるので、届出を行う。

⑤ 現況調査・評価

- ・執行官による不動産の現況調査、不動産評価人による評価がなされ、裁判所が売却基準価額を決定する。

⑥ 物件明細書等の作成

- ・裁判所が、物件明細書、現況調査報告書及び評価書の写しを一般の閲覧に供する。

⑦ **売却（換価）**

・通常、期間入札の方法がとられ、入札期間内に売却基準価額以上で最高価額を入札した者が売却許可決定を受け、買受人に決まる。

⑧ **配当**

・買受人が売却代金を納入すると、債権者に売却代金の配当又は弁済金の交付がなされる。

⑨ **配当期日等の呼出し及び計算書提出**

・裁判所が配当期日を指定したときは、裁判所書記官から各債権者に、債権の元本・利息・遅延損害金・執行費用の額を記載した計算書を1週間以内に提出するよう催告がなされるので、提出する。

⑩ **配当金の受領**

・裁判所から交付される配当金等の支払請求書を裁判所書記官に提出して、配当金又は弁済金の支払を受ける。

不動産執行のフロー図

申立て(県→裁判所)

受理・審査(裁判所)

開始決定(差押)(裁判所)

配当要求終期の決定・公告(裁判所)

債権届出の催告(裁判所→債権者(県))
債権の届出(債権者(県)→裁判所)

現況調査・評価、物件明細書の作成
(裁判所(執行官))

売却(裁判所)

配当期日等の呼出し・計算書提出の催告
(裁判所→債権者(県))
計算書の提出(債権者(県)→裁判所)

配当(裁判所→債権者(県))

(2) 動産執行

- ・動産を差し押さえ、換価する手続で、執行機関は執行官である。
- ・動産は、一般的に換価価値の低いものが多いことから、実施に当たっては、費用対効果を十分見極める必要がある。また、債務者の最低生活保障等の観点から、差押が禁止されている動産がある（民執法第131条）
- ・手続の概要は、以下のとおり（民執法第122～142条）。

① 申立て

- ・目的動産の所在地の執行官に、「強制執行申立書（動産）」を提出して行う。
- ・申立費用は、予納金である。

② 差押

③ 売却（換価）

④ 配当等

*民事執行法第131条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

- 一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 二 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料
- 三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭
- 四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- 五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
- 七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- 八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
- 九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類
- 十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名誉を表章する物
- 十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具
- 十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの
- 十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- 十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(3) 債権執行

- ・債務者が第三債務者（預貯金であれば金融機関、給料等であれば債務者の勤務先）に対して有する債権を差し押さえて、第三者債務者から直接支払を受けることにより、債権の回収を図る手続である。
- ・対象債権は、預貯金、給料・賞与、地代・家賃、売掛金・貸付金等がある。
- ・債権は、確実な金銭債権が判明している場合は、簡易・迅速な回収が可能となる点で強制執行の対象としては重要である。なお、債務者の生活保障のために差押が禁止されている債権がある（民執法第152条）
 - ・手続の概要は、以下のとおり（民執法第143～167条の14）。

① 申立て

- ・債務者の住所地を管轄する地方裁判所に、「債権差押命令申立書」を提出して行う。
- ・債権差押命令申立てとともに、通常は同時に、第三債務者に対する陳述催告の申立て（第三債務者に対して差押債権の有無等について回答を求める申立て）も行う。
- ・申立費用は、申立手数料（収入印紙：4,000円）、郵便切手代である。

② 債権差押命令の発令

- ・申立てを受けた裁判所は、不備がなければ債権差押命令を発令し、債務者と第三債務者（預貯金であれば金融機関、給料等であれば債務者の勤務先）に送達する。
- ・差押の効力は、第三債務者に対して差押命令が送達されたときに生じる。

③ 取立て

- ・債務者への差押命令の送達後、1週間が経過すれば、県において、差押債権を自ら取り立てることができる。取立時期や方法等については、第三債務者と協議し取り決める必要がある。
- ・第三債務者が給料等を供託した場合は、配当又は弁済金交付により供託金が配分される。
- ・請求債権額の取立てが完了した場合は、裁判所に取立完了届を提出する。
- ・第三債務者が任意に支払いを行わないときは、第三債務者に対して被差押債権の給付を求める訴えを提起して、債権の回収を図ることとなる。

1 4 徴収停止

(1) 基本事項

- ・催告等の任意交渉による回収が困難な債権については、強制執行による回収を検討する必要があるが、法律上又は事実上、任意交渉及び強制執行のいずれの手段によっても、回収不能又は回収困難であることが明らかな債権については、徴収停止又は債権の放棄による不納欠損処理等を検討する必要がある。ここでは、徴収停止について詳説する。
- ・徴収停止ができる債権は、非強制徴収公債権及び私債権であり、強制徴収公債権は除かれる（強制徴収公債権は、滞納処分の執行停止の例による。）。
- ・徴収停止を行った債権については、当該債権の保全及び取立てをしないことができる。
 - * 証拠物件の保存を除き、債権の保全及び取立てを要しないものとする。
なお、徴収停止後も年1回は財産調査を行い、債務者の状況確認を行う。
- ・徴収停止は、地方公共団体内部における扱いにすぎないため、債務者に特別の法律上の効果を及ぼすものではない。そのため、債務者が履行したときは弁済を受領でき、徴収停止措置後において債務者の経済状態が好転し、要件に該当しなくなったときは徴収停止の措置を撤回しなければならない。また、徴収停止には債権の消滅時効を中断する効力はない。
- ・徴収停止は、積極的な債権の実現を図るということを一時的に免除するものであり、徴収停止を行ったとしても債権が当然に消滅するわけではない。債権を消滅させるには、時効期間満了による消滅による手続きを行う必要がある。
 - * 滞納処分の執行停止（強制徴収公債権）の場合は、滞納処分の執行停止後3年経過で債権は消滅する。

(2) 徴収停止に係る取扱い

- ・徴収停止に当たっては、下記の要件を満たすことが必要である。
(地方自治法施行令第171条の5)
- ① 履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないこと
 - ② 次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められること

ア 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき

*金額の多寡は問わない。

*「その他これに類するとき」とは、次の場合等をいう。

- ・債務者の所在が不明であり、かつ、強制執行の費用を除いても差し押さえることができる財産の価額について残りはあるが、その残りの全部が優先債権等に配当され、取分のある見込みのないとき
- ・債務者が死亡した場合において相続人のあることが明らかではなく、相続財産について強制執行をしてもその費用及び優先債権への配当を除けば残りのある見込みのないとき
- ・債務者が日本に住所又は居所を有しなくなって帰国する見込みがなく、差し押さえることができる財産について強制執行してもその費用及び優先債権者への配当を除けば残りのある見込みのないとき

イ 債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるとき

*債務者の資産内容の悪化の度合いは問わない。

*「取立てに要する費用」とは、争訟費用等（民事訴訟法第61条以下）や弁護士費用等地方公共団体が負担すべき金額をいい、強制執行の費用は含まない。

(3) 具体的手続

・事務手続きは次のとおりとする。

①徴収停止案件の検討

・振興局担当課において、債務者ごとの取組方針を検討するに当たって、上記取扱いの該当・非該当を検証する。

②資料等の収集・整理

・振興局担当課において、該当債務者がある場合は、徴収停止に必要な資料等の収集・整理を行う。

*再度調査することによって新たな情報が得られることがあるため、債務者の現況を再度確認する必要がある。

③報告

・決裁後「徴収停止報告書」（様式9）により社会福祉課を通じ財政課（財政企画班）に情報提供を行う。

・徴収停止後に状況に変化（債務者の資産状況の好転、債務者の住所が判明等による徴収停止の撤回や時効援用等による債権消滅）が生じた

場合も、社会福祉課を通じ財政課（財政企画班）に情報提供を行う（様式任意）。

（４）その他

- ・自己破産により免責となった債権（非強制徴収公債権のみ）については、債権の放棄（15 債権放棄参照）の手続きに移行すること。

1.5 債権の放棄

（１）基本事項

- ・催告等の任意交渉による回収が困難な債権については、強制執行による回収を検討する必要があるが、法律上又は事実上、任意交渉及び強制執行のいずれの手段によっても、回収不能又は回収困難であることが明らかな債権については、徴収停止又は債権の放棄による不納欠損処理を検討する必要がある。ここでは、債権の放棄について詳説する。
- ・公債権については、時効期間が満了すれば、債務者による時効の援用がなくとも、債権が消滅する。（強制徴収公債権については、時効完成前であっても地方税法の規定による滞納処分の執行停止後3年経過（もしくは即時消滅）で債権が消滅する）。

（公債権）時効期間経過→債権消滅（議決不要）→不納欠損

- ・破産免責を受けた場合については、「債務者が破産法等の適用により当該債権につきその責任を免れた場合は、消滅時効の進行を観念することができない」という判例があり、その債権が免責債権に入っていた場合、時効による権利の消滅がなくなるため、不納欠損処理を行う場合は、事前に債権放棄について議会の議決を受け、権利を消滅させる必要がある。（強制徴収公債権については、破産法第253条第1項の規定により非免責債権であり、また、時効期間経過以外に地方税法の規定による滞納処分の執行停止後3年経過（もしくは即時消滅）で債権の消滅が可能。）

（非強制徴収公債権）

破産免責→債権放棄（議決必要）→債権消滅→不納欠損

* 地方自治法第96条第1項第10号

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～九（略）

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(2) 債権放棄に係る取扱い

- ・放棄に当たっては、原則として、下記①を満たすことが必要である。
 - ・債権の放棄にあたっては、債務を履行している者との公平性及び財源確保の観点から、交渉経緯や放棄理由を厳に審査し、慎重に判断を行う必要がある。
 - ・他の法令等の手続きにより債権の消滅等に至ることがないものであること
- * 「他の法令等の手続き」とは、地方自治法及び地方自治法施行令に定める手続き（履行延期の特約、免除）をいう。

① 破産法第253条第1項の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき

- * 債務者から裁判所の免責決定の写し等の提出を求めて確認する。
 - * 債務者が破産免責を受けている場合は、まず当該債権が免責決定の対象に含まれているかを確認（含まれていなければ通常通り請求できる）。
→破産法 253 条
 - * 当該債権が免責の対象の場合、債権者からの請求はできないので、債務者からの任意の支払い（※）の可能性について検討を行い、支払可能性がないと判断した場合は債権放棄を行うことになる。
 - ※自己破産し、免責決定がなされた場合、破産者やその親族に対して弁済や保証を求める行為（そのための面会の強請も含む）については処罰の対象となる(破産法 275 条)。
- ④ 債権者が破産法により免責となった場合においても、債務そのものは消滅しないため、議会の議決が必要。

(3) 具体的手続

- ・事務手続きは次のとおりとする。

① 債権放棄案件の検討

- ・振興局担当課において、債務者ごとの取組方針を検討するに当たって、上記取扱いの該当・非該当を検証する。

② 資料等の収集・整理

- ・振興局担当課において、該当債務者がある場合は、債権放棄に必要な資料等の収集・整理を行う。

* 再度調査することによって新たな情報が得られることがあるため、債務者の現況を再度確認する必要がある。

(収集する必要がある資料の例)

- ① 債務整理受任通知書
 - ② 破産手続き開始通知書
 - ③ 破産決定の通知書
 - ④ 配当に係る通知書
 - ⑤ 裁判所の免責決定書
 - ⑥ 免責確定の証明書
- ※債務者が所持していない場合は、裁判所及び担当弁護士から収集する。

③事前協議

- ・債権放棄案件について、「事前協議書」(様式10)により社会福祉課を通じて財政課(財政企画班)に事前協議を行う。

④議案提案伺い

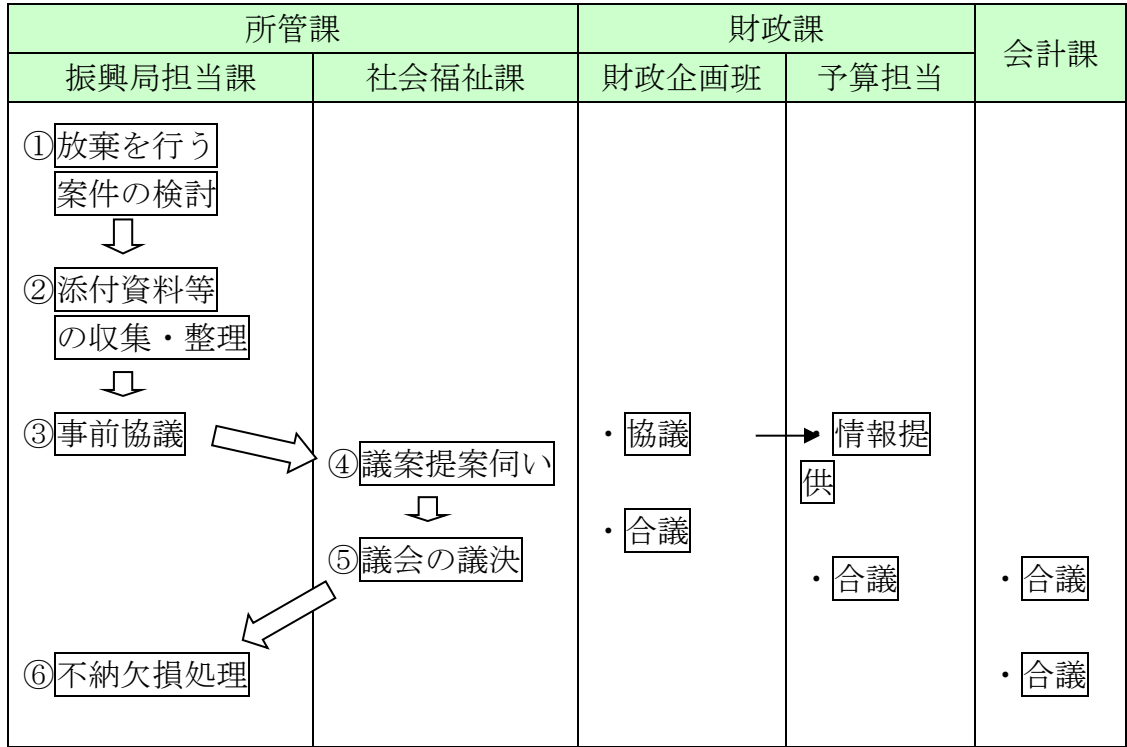
- ・議案提案伺いを財政課(財政企画班、予算担当)及び会計課へ合議する(知事決裁)。

⑤議会の議決

⑥不納欠損

- ・振興局担当課において、議会の議決後、会計規則に基づき、不納欠損の手続を行う。

*債権放棄に係る手続のフロー図



生活保護費未収金対策マニュアル (様式集)

平成29年2月6日改訂

平成28年6月
熊本県
健康福祉部長寿社会局社会福祉課

目 次

1 生活保護費債権管理の状況・兼引継書(別添1)	1~4
2 債務承認及び分納誓約書(様式1)	5
3 預貯金調査依頼書(様式2)	6
4 登記事項証明書交付申請書(様式3)	7
5 資産調査書(様式4)	8
6 住民票交付申請書(様式5)	9~10
7 戸籍謄本交付申請書(様式6)	11
8 相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書(様式7)	12~13
9 支払督促申立書(様式8)	14~16
10 徴収停止報告書(様式9)	17~18
10 事前協議書(様式10)	19~20
11 収入未済金徴収活動計画表	21
12 収入未済金徴収実績報告	22
13 収入未済金推計額調書	23
14 生活保護費返還徴収金・年度後返納(未済額個別状況表)	24~27

法第63条

資力発生時期	年	月	日
63条設定時期	年	月	日
ケース診断会議	年	月	日
収入調定	年	月	日
返還命令通知	年	月	日

法第78条

発生日	年	月	日	
期間	年	月	～年	月
ケース診断会	年	月	日	
収入調定	年	月	日	
徴収通知	年	月	日	

	ランク付け	徴収方針・目標
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	

- Aランク: 定期的に納入が継続している者
- Bランク: 訪問等により納入が履行できる者
- Cランク: 訪問(郵送)により成果が期待できる者
- Dランク: 訪問等しても期待薄若しくは納入の意思が全くない者
- Eランク: 所在不明者

対応の記録

督促の時期	督促の種類	対応状況
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	

- 1: 電話催告
- 2: 文書催告
- 3: 家庭訪問

生活保護費債権管理の状況・兼引継書

福祉事務所名

【供覧】

供覧日付	H26年7月7日	年月日	年月日	年月日	年月日
福祉課長	印	印	印	印	印
S	V	印	印	印	印
生保主査	印	印	印	印	印
地区担当	印	印	印	印	印

現状区分		保護継続中	<input type="radio"/>	保護廃止	保護再開
債務者氏名 (法人名)		〒		住所	
				電話番号	
勤務先 その他連絡	名称			電話番号	
債権管理発生事由	法第63条返還金	<input type="radio"/>	法第77条徴収金	法第78条徴収金	過払金戻入
決定金額	123,456 円				
決定年月日	H25年5月1日				
返還、徴収、戻入の理由	年金遡及受給のため				

時効中断の状況						
時効中断年月日	時効中断事由					係長確認印
H25年5月△日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
H25年5月△△日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
H25年8月△△日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	<input type="radio"/> その他(分割納入計画書徴収)	
年月日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
年月日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
年月日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
年月日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	
年月日	納入の通知	納入の督促	履行延期の特約・処分	一部弁済	その他()	

返還・徴収・戻入の状況				返還・徴収・戻入の状況			
収納年月日	収納金額	残額	担当確認印	収納年月日	収納金額	残額	担当確認印
H25年8月△△日	10,000 円	113,456 円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	
年月日	円	円		年月日	円	円	

- 生活保護費債権管理の状況・兼引継書は、査察指導員が管理し、年に1回以上供覧すること。
- 返還を求める権利は、【5年】で消滅するので、時効中断の措置については十分留意すること。

法第63条

資力発生時期	年 月
63条設定時期	年 月
ケース診断会議	年 月
収入調定	年 月
返還命令通知	年 月

法第78条

発生日	年 月
期間	年 月 ~ 年 月
ケース診断会議	年 月
収入調定	年 月
徴収通知	年 月

	ランク付け	徴収方針・目標
H25年8月××日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	
年 月 日	A・B・C・D・E	

Aランク: 定期的に納入が継続している者

Bランク: 訪問等により納入が履行できる者

Cランク: 訪問(郵送)により成果が期待できる者

Dランク: 訪問等しても期待薄若しくは納入の意思が全くない者

Eランク: 所在不明者

対応の記録

督促の時期	督促の種類	対応状況
H25年8月△△日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	
年 月 日	1・2・3	

- 1: 電話催告
- 2: 文書催告
- 3: 家庭訪問

債務承認及び分納誓約書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私は、熊本県に対して、下記のとおり、(債権名)に係る未納金額があることを承認します。
本件未納金額については、今後、下記納入計画のとおり、誠意をもってこれを履行することを誓約します。

なお、下記納入計画において、その納入を怠ったときは、期限の利益を喪失したうえで、強制執行等の法的措置の手続を受けても異議はありません。

記

1. 債権者

2. 未納金額

金 _____ 円

※内訳は別紙のとおり。

3. 納入計画

1	平成 年 月 日	円	7	平成 年 月 日	円
2	平成 年 月 日	円	8	平成 年 月 日	円
3	平成 年 月 日	円	9	平成 年 月 日	円
4	平成 年 月 日	円	10	平成 年 月 日	円
5	平成 年 月 日	円	11	平成 年 月 日	円
6	平成 年 月 日	円	12	平成 年 月 日	円
				合計	円
				残額	円

※預貯金調査依頼書様式(非強制徴収公債権)

(様式2)

※非強制徴収公債権については、財産調査の根拠法令がなく、任意調査となる。

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇銀行〇〇支店長 様

〇〇県〇〇部〇〇課長

※振興局においては振興局長名

預貯金等調査について(依頼)

このことについて、御多忙中恐縮ですが、地方自治法第240条第2項に規定する債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとるため、下記事項について御調査のうえ、御回答くださるようよろしくお願いいたします。

担当:〇〇〇〇課 〇〇
電話:000-000-0000

対象者 情報	債権名			
	住所 (法人の 所在地)			
	氏名 (法人の 名称)	(生年月日: 年 月 日)		法人の場合、代表者名
照会事項		回答事項		
1 預金の有無	当座預金	円	・ 取引無	・ 年 月 日解約
	普通預金	円	・ 取引無	・ 年 月 日解約
	定期預金	円	・ 取引無	・ 年 月 日解約
	定期積立	円	・ 取引無	・ 年 月 日解約
	その他	円	・ 取引無	・ 年 月 日解約
2 貸付の有無 貸付の形式 担保の有無及び種類 債権額	有	・	無	
	証書	・	手形	
	有(預金	・	有価証券	・ 不動産
		円		
3 手形割引残高	有	円	・	無
4 保護預かり、貸金庫の有無	有	円	・	無
5 信用金庫等の持ち分の有無	有	円	・	無
6 その他				

(商業法人・不動産) 登記事項証明書交付申請書		
商業法人	商号(名称)	
	本店(事務所)	
不動産	所在地	
	所有者名	
請求事項	全部事項証明書 (部数:1部)	
申請の目的	公用のため (県未収金(生活保護法第〇〇条に基づく〇〇金)の整理業務のため)	
手数料	登記手数料令第19条により免除	

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

熊本地方方法務局 ○○ 支局 出張所 御中

(申請者) 熊本県熊本市水前寺6-18-1

熊本県〇〇部〇〇〇〇課長 ○〇 ○〇 公印

※振興局においては、振興局長名

(担当者) 熊本県〇〇部〇〇〇〇課
職名 ○〇 氏名 ○〇 ○〇
(電話 096-〇〇〇-〇〇〇〇)

※市町村に対する資産調査書様式

(様式4)

※強制徴収公債権のみ照会可能

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市長 様

〇〇県〇〇部〇〇課長

※振興局においては、振興局長名

熊本県未収金(生活保護法第78条に基づく徴収金)の整理業務に関する
照会について

このことについて、御多忙中恐縮ですが、下記事項について御調査のうえ、折り返し御回答くださるようよろしくお願いいたします。

なお、この照会は、生活保護法第78条第4項に基づき、国税徴収法第141条(質問及び検査)の規定により行っているものです。

担当:〇〇〇〇課 〇〇
電話:000-000-0000

対象者 情報	住所 (法人の 所在地)		
	氏名 (法人の 名称)		法人の場合、代表者名
照会事項		回答事項	
住民票 記載事項 の状況	本籍地		
	現住所(転出の場合は 転出先及び転出年月日)		
	家族構成・その他		
固定資産 の状況	土地建物について、 所有の事実があれば資産ごとにその明細		
貴庁における納税の状況 及び滞納処分の状況			
収入その他参考事項 (勤務先等についても 御教示ください。)			

住民票(写)交付申請書

住 所	
世 帯 主	
交付を受けたい者の 氏 名	
写しの部数	1部
請求部分	全部
<u>根拠法令</u>	<u>住民基本台帳法第12条の2</u>
申請の目的	公用(のため)

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

様

(申請者) 熊本県熊本市水前寺6-18-1

熊本県〇〇部〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇 公印

※振興局においては、振興局長名

(担当者) 熊本県〇〇部〇〇〇〇課
職名 〇〇 氏名 〇〇 〇〇
(電話 096-〇〇〇-〇〇〇〇)

※お手数ですが、住民票(写)は、同封しました返信用封筒にて返送願います。

(参考)

住民票、戸籍抄本(附票)の請求について

※熊本市役所住民課へ電話にて確認済

・住民票の請求・・・公文書で依頼を出せばOK。

・戸籍謄本(附票)の請求・・・戸籍謄本が必要である理由を、法的根拠を含めて明確に書いた公文書で依頼を出せばOK。

(例) 戸籍謄本を必要とする者

本籍地 熊本市〇〇町1-2-3 氏名 〇〇 〇〇
(昭和〇〇年〇月〇日生)

戸籍謄本を必要とする理由

上記の者は、熊本県〇〇条例第〇条第〇項に基づく〇〇使用料について、納期限(平成〇年〇月〇日)を過ぎても納付を行わないため、平成〇年〇月〇日に上記住所に宛てて督促状を郵送したところ、宛名人は当該住所に見当たらずとの内容にて郵便が返戻されてきた。

県としては、引き続き未納となっている〇〇使用料の納付を督促する必要があり、上記の者の転居先を戸籍謄本(附票)にて把握する必要がある。

(注意)戸籍謄本を請求するには、当該者の「本籍地」が必要。本籍地が不明な場合は、まず、住民票を請求し、住民票に記載されている本籍地を確認し、それを転記し、改めて戸籍謄本を請求すればよい。

・但し、いずれの場合も、切手を貼った返信用封筒が必要。

戸籍の附票 謄本交付申請書

本籍地	
筆頭者の氏名	
交付を受けたい者の 氏名	
謄本の数	1部
請求部分	全部
根拠法令	<u>戸籍法第10条の2</u>
申請の目的	<p>公用のため。詳細は下記のとおり。</p> <p>上記の者は、生活保護法第〇条に基づく〇〇金について、納期限(平成〇年〇月〇日)を過ぎても納付を行わないため、平成〇年〇月〇日に上記住所に宛てて督促状を郵送したところ、宛名人は当該住所に見当たらずとの内容にて郵便が返戻されてきた。県としては、引き続き未納となっている〇〇使用料の納付を督促する必要があり、上記の者の転居先を戸籍謄本(附票)にて把握する必要がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的根拠(〇〇法、県〇〇条例など)を明確に書くこと。 ・行方不明者等、転居先を把握するには、附票が必要であるため、謄本と附票を同時に取り寄せるような様式になっています。 </div>

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

様

(申請者) 熊本県熊本市水前寺6-18-1

熊本県〇〇部〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇 公印

※振興局においては、振興局長名

(担当者) 熊本県〇〇部〇〇〇〇課
職名 〇〇 氏名 〇〇 〇〇
(電話 096-〇〇〇-〇〇〇〇)

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書

受付印	平成 年 月 日																
	熊本家庭裁判所 支部 御 中																
	住 所 〒																
	※振興局においては、振興局長名																
	照会者 熊本県〇〇部〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇 印																
	電 話 ()																
	担当者 内線																
添 付 書 類 (該当番号を○で囲む)	<table border="0"> <tr> <td>1 被相続人の住民票除票(本籍地が表示されているもの)</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>2 被相続人の(除)籍謄本</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>3 被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>3 被相続人の改正原戸籍謄本</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>4 利害関係の存在を証する書面 ()</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>5 相続関係図</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>6 郵便切手貼付済み返信用封筒</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>7 その他()</td> <td>通</td> </tr> </table>	1 被相続人の住民票除票(本籍地が表示されているもの)	通	2 被相続人の(除)籍謄本	通	3 被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票	通	3 被相続人の改正原戸籍謄本	通	4 利害関係の存在を証する書面 ()	通	5 相続関係図	通	6 郵便切手貼付済み返信用封筒	通	7 その他()	通
1 被相続人の住民票除票(本籍地が表示されているもの)	通																
2 被相続人の(除)籍謄本	通																
3 被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票	通																
3 被相続人の改正原戸籍謄本	通																
4 利害関係の存在を証する書面 ()	通																
5 相続関係図	通																
6 郵便切手貼付済み返信用封筒	通																
7 その他()	通																
被相続人の表示	別紙目録記載のとおり																
照会対象者の表示	別紙目録記載のとおり																
照 会 の 趣 旨	<p>上記被相続人の相続に関し別紙目録記載の相続人から、</p> <p><input type="checkbox"/> 同被相続人の死亡日 (平成 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 先順位者の放棄が受理された日</p> <p>から3か月間に、貴庁に対し、相続放棄又は限定承認の申述がなされているか否かについて、御回答してください。</p>																
照会を 求める 理由	<p><input type="checkbox"/> 不動産競売手続に必要なため</p> <p><input type="checkbox"/> 訴訟を提起するため</p> <p><input type="checkbox"/> 承継執行文を付与するのに必要なため</p> <p><input type="checkbox"/> その他の裁判所に提出するため ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (熊本県未収金(〇〇法第〇条第〇項に基づく〇〇使用料)の整理業務のため)</p>																

- ※ 1 太枠内につきご記入ください。
 2 別紙の被相続人等目録の被相続人欄及び氏名欄は戸籍等をご確認の上で正確に記入してください(調査はご記入いただいた氏名に基づいて行われます。)

被相続人等目録

被相続人	本 籍			
	最後の住所			
	ふりがな氏名	死亡日	平成 年 月 日	
照会対象者の氏名		申述の有無	有りの場合の事件番号等	
1		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
2		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
3		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
4		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
5		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
6		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
7		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
8		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
9		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	
10		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見当たらない	平成 年(家)第 号 相続放棄・限定承認 平成 年 月 日受理	

収入印紙
(消印しない)

支払督促申立書		
請求事件		
当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり	
請求の趣旨及び原因	別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり	
「債務者 は、 債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え」 との支払い督促を求める。		
申立手続費用	金	円
内 訳		
申立手数料(印紙)		円
支払督促正本送達費用(郵便切手)		円
支払督促発付通知費用		円
申立書作成及び提出費用		円
資格証明手数料		円
平成 年 月 日		
住 所: 〒		
(所在地)		
債権者氏名:		
(名称及び代表者の資格・氏名)		印
(電話:)		
(FAX:)		
簡易裁判所 裁判所書記官 殿		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p style="text-align: center; margin-top: 0;">受付印</p> </div>
価額		
貼用印紙		
郵便切手		
葉書		
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格証明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	通 通 通
貼用印紙		円
郵便切手		円
葉書		枚

※上記用紙については、太い黒枠線内について記入してください。
項目を選択する場合には、口欄に「レ」を付してください。

当事者目録

債 権 者	送 達 場 所 等 の 届 出	住所：〒 (所在地) 債権者氏名： (名称及び代表者の資格・氏名) 電話： FAX：	債権者に対する書類の送達は次の場所に宛ててください。 <input type="checkbox"/> 上記の債権者住所 <input type="checkbox"/> 債権者の勤務先 名称： 所在地：〒 電話： FAX： <input type="checkbox"/> その他の場所(債権者との関係：) 住所：〒 電話： FAX： 送達受取人：
債 務 者		① 住所：〒 (所在地) 氏名： (名称及び代表者の資格・氏名) 電話： FAX：	② 住所：〒 (所在地) 氏名： (名称及び代表者の資格・氏名) 電話： FAX：

※項目を選択する場合には、□欄に「レ」を付してください。

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨

1 金 円

2 (上記金額、 上記金額の内金 円) に対する
(支払督促送達日の翌日、 平成 年 月 日)
から完済まで、年 % の割合による遅延損害金

3 金 円 (申立手続費用)

請求の原因

※項目を選択する場合には、欄に「レ」を付してください。

(報告書)徴収停止

債権名		
徴収停止金額		
		債務者
氏名		
住所		
生年月日		
勤務先		
時効満了日		
徴収停止の根拠 (該当事由)		
徴収停止の理由・ 判断根拠		
所在調査	本人	有・無(死亡・不明)
	相続人	有・無(死亡・不明)
経済状況 (生活困窮)	所得(千円)	
	扶養親族 状況	(人)
財産調査	不動産	有()・無
	換価価値等	有(千円)・無
	預金	有(千円)・無
	生命保険	有(千円)・無
	その他	有()・無
	換価価値等	有(千円)・無
備考		

※債権管理の状況・兼引継書及び債務者に係る各種証明書(所得証明等)の写しを添付すること

事前協議書

債権名					
放棄債権金額					
氏名					
住所					
生年月日					
勤務先					
時効満了日:					
債権の放棄根拠 (該当事由)					
債権の放棄理由					
所在調査	本人	有・無 (死亡・不明)			
	相続人	有・無 (死亡・不明)			
経済状況 (生活困窮)	所得(千円)				
	扶養親族 状況	(人)			
財産調査	不動産	有 () ・ 無			
	換価価値等	有 (千円) ・ 無			
	預金	有 (千円) ・ 無			
	生命保険	有 (千円) ・ 無			
	その他	有 (千円) ・ 無			
	換価価値等	有 (千円) ・ 無			
免責決定		有 () ・ 無			
備考					

※生活保護費債権管理の状況・兼引継書及び債務者に係る各種証明書(所得証明等)の写しを添付すること

平成 年度収入未済金徴収活動計画表

1 事業名 生活保護費返還徴収金・年度後返納

2 担当福祉事務所 _____ 月分までの報告

3 月別徴収活動計画 (徴収強化月間: 11月～12月、 2月～3月)

様式1

	現 年 分				過 年 分				合 計			
	件数(件)		金額(円)		件数(件)		金額(円)		件数(件)		金額(円)	
収入未済額									0		0	
活 動 計 画	文書(件)	電話(件)	訪問(件)	計(件)	文書(件)	電話(件)	訪問(件)	計(件)	文書(件)	電話(件)	訪問(件)	計(件)
4月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
9月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
10月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑪月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑫月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

〈注〉・徴収強化月間(年2回、1回当たり2ヶ月)の月については、○で囲むこと。

・()には、実績件数を記入すること。

平成 年度収入未済金徴収実績報告(月末現在)

1 事業名 生活保護費返還徴収金・年度後返納

2 担当福祉事務所

3 徴収目標 (過年度分) 円 (現年度分)

4 徴収実績

様式2

	現年度(H)分		過年度分		合 計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
調 定 額					0	0
過 誤 処 理 に よ る 収入調定減額後の金額 A					0	0
不 納 欠 損 分 B					0	0
徴収実績 C (4 月 分)					0	0
徴収実績 D (5 月 分)					0	0
徴収実績 E (6 月 分)					0	0
徴収実績 F (7 月 分)					0	0
徴収実績 G (8 月 分)					0	0
徴収実績 H (9 月 分)					0	0
徴収実績 I (10 月 分)					0	0
徴 収 実 績 J (1 1 月 分)					0	0
徴 収 実 績 K (1 2 月 分)					0	0
徴収実績 L (1 月 分)					0	0
徴収実績 M (2 月 分)					0	0
徴収実績 N (3 月 分)					0	0
徴収実績 O (4 月 分)					0	0
徴収実績 P (5 月 分)					0	0
徴収実績計Q (C~Pの合計)	0	0	0	0	0	0
収入未済額(A-B-Q) 年 度 末 現 在	0	0	0	0	0	0

〈注〉 ・件数は延件数

平成 年度収入未済金推計額調書 (月末現在)

1 事業名 生活保護費返還徴収金・年度後返納

様式3

2 担当福祉事務所

単位:円

	現年度(H 年度)分	過年度分	合計
調定額 (4月～3月)	0	0	0
過誤処理による 調定減額後の金額①	0	0	0
不納欠損額 (4月～3月)②	0	0	0
徴収実績額 (4月～3月)③	0	0	0
月末収入未済額 (①-②-③) ④	0	0	0
調定見込額 (～3月)⑤	0		0
不納欠損見込額 (～3月)⑥	0	0	0
年間調定見込額 ⑤	0		0
年間不納欠損見込額 ⑥	0	0	0
年間徴収見込額 ⑦ (～出納閉鎖)	0	0	0
年間収入未済金見込額 (⑤-⑥-⑦)⑧	0	0	0

